

浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会設置 要綱

平成14年3月29日

告示第5号

改正 平成17年9月30日 告示第9号 平成18年1月12日 告示第2号

平成21年5月1日 告示第10号 平成26年3月31日 告示第3号

（目的）

第1条 浜田地区広域行政組合が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他法令及び浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成15年浜田地区広域行政組合条例第6号）により行う介護保険に、幅広い住民の立場からの意見を聴取し、円滑な運営を行うため、浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議し、管理者に意見及び助言を行う。

- (1) 法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び実施状況の点検
- (2) 法第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項等に規定する地域密着型サービスの設置、運営に関する事項
- (3) 法第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉の学識経験者
- (2) 被保険者、その他住民の代表者
- (3) その他管理者が適当と認めるもの

3 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

（任期等）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長の職務及び職務代理）

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（専門部会）

第7条 委員会は、第2条第2号及び第3号の事項を調査及び審議するため部会を置く。

- (1) 第2条第2号の事項を調査及び審議する部会 地域密着型サービス運営協議部会
- (2) 第2条第3号の事項を調査及び審議する部会 地域包括支援センター運営協議部会

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、委員長をもって充てる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日告示第9号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年1月12日告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月1日告示第10号）

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第3号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。